

新潟市まちづくりパートナーシップ事業 仕様書（西区）

1 事業名

新潟市まちづくりパートナーシップ事業

2 制度の趣旨

- ・社会状況の変化に伴い、地域課題や市民ニーズは多様化、複雑化しています。こうした社会的課題に、行政だけの的確に対応・解決していくことが困難になってきています。
- ・この制度は、各団体の皆さんの新しい発想や専門性を十分に活かし、地域と連携するなどしながら、きめ細かいサービスの提供や、より効果的・効率的に社会的課題を解決することを目的としています。
- ・各団体自ら実施する事業の提案を募集し、事業開始当初は市の補助金を活用し、補助金の交付が終了した後も、自主運営・自主財源で課題が解決されるまで引き続き事業を実施し、持続的に地域振興に貢献していただきます。

3 提案を募集する課題（テーマ）

海岸エリアを活用したにぎわいづくり

4 課題の背景・目的

西区の魅力として、長い海岸線や広大な砂浜、美しい夕日などがあり、これまで日本海夕日コンサートや日本海ゆうひ花火などが開催され、にぎわいのあるまちづくりに貢献しています。また、地域団体や民間団体などが、海岸清掃や保安林の保全、飛砂対策など西区の美しい海岸エリアの保全に取り組んでいます。

5 提案事項（期待・希望すること）

本事業においては、海岸エリアを活用したにぎわいが創出されることは勿論ですが、そのにぎわいが一過性のものではなく、持続していくことを目指しますので、既に地域で活動している多様な主体やさまざまな取り組みと連携、協働し、エリア全体としてにぎわいが継続していく事業となることを心掛けてください。

6 事業提案について

- ・課題（テーマ）に対して、事業開始の初期段階における事業費を補助することにより、その後、解決するまで自主運営・自主財源で継続的に事業を実施し続けることができる事業を、自由な発想で提案してください。
- ・なお、令和5年度、令和6年度に採択された事業との連携も推奨しますので、提案事業が採択された後は関係者間での協議をお願いする場合があります。

7 事業採択の概ねの判断基準

別紙「新潟市まちづくりパートナーシップ事業応募の手引き」のとおり

8 応募資格および提案数について

別紙「新潟市まちづくりパートナーシップ事業応募の手引き」のとおり

9 補助金および補助対象経費について

別紙「新潟市まちづくりパートナーシップ事業応募の手引き」のとおり

10 事業のスケジュール・選定と審査基準について

①募集開始：令和7年1月29日（水）

②質問期限：令和7年2月7日（金）必着 ※メールのみの受付

③提案募集締切：令和7年2月28日（金）必着

④審査会：令和7年3月中旬

詳細は、別紙「新潟市まちづくりパートナーシップ事業応募の手引き」のとおり

11 応募（提案書の提出）

提出書類は、別紙『「新潟市まちづくりパートナーシップ事業」応募の手引き』のとおり
令和7年2月28日（金）必着

12 その他

この仕様書に定めのない事項については、「新潟市まちづくりパートナーシップ事業応募の手引き」及び「まちづくりパートナーシップ事業補助金交付要綱」に準じる他、市と事業採択者との協議において決定する。

13 提出・問い合わせ先

〒950-2097

新潟市西区寺尾東3丁目14番41号

西区役所 地域課 企画地域振興担当

Mail chiiki.w@city.niigata.lg.jp